
研究ノート

期限の利益についての覚書き

尾 島 茂 樹

- 1 はじめに
- 2 従来の議論
- 3 若干の検討
- 4 おわりに

1 はじめに

民法 136 条 1 項は、「期限は、債務者の利益のために定めたものと推定する」と定める¹⁾。ここでいう「利益」は「期限の利益」と呼ばれるものである。この規定は、債務の履行期を念頭に置き、債務者が履行期まで履行しなくてよいということが期限の利益となる場合が多いことから「債務者の利益のために定めたものと推定する」としたに過ぎず、期限が債権者のために定められる場合、当事者双方のために定められる場合があるとされる²⁾。当事者双方のために期限が定められる場合として、通常、例に挙げられるのは、利息付き金銭消費貸借である。

-
- 1) この規定が「意思推定」であることにつき、於保不二雄＝奥田昌道編『新版注釈民法（4）総則（4）』（有斐閣・平成 27 年）808 頁以下〔金山正信・直樹執筆〕参照。
 - 2) 同前・807 頁以下〔金山・直樹執筆〕。従来の議論では、「法律行為の当事者のいずれが期限の利益の利益を有するかは、場合によって異なる」（我妻榮『新訂民法総則』（岩波書店・昭和 40 年）421 頁）とし、債権者だけが有するもの（例として、無償寄託）、債権者・債務者が有するもの（例として、利息付き定期預金）を挙げつつ、債務者だけが有する場合が最も多いので、民法 136 条 1 項は、期限は債務者の利益のために存するものと推定すると規定したと説明してきた（同前）。以上の説明は、通説であり、異論は見られない（川島武宜『民法総則』（有斐閣・昭和 40 年）264 頁注（30）、265 頁注（32）、鈴木祿弥『民法総則講義（二訂版）』（平成 15 年・創文社）215 頁以下、潮見佳男『民法総則講義』（有斐閣・平成 17 年）251 頁以下、遠藤浩＝良永和隆編『基本法コンメンタール（第 6 版）』（別冊法学セミナー 215 号）（日本評論社・平成 24 年）205 頁〔乾昭三＝良永和隆執筆〕、四宮和夫＝能見善久『民法総則（第 8 版）』（弘文堂・平成 22 年）350 頁以下、於保＝奥田編・前掲注（1）807 頁以下（金山・直樹執筆）など参照）。

本稿では、従来、「期限の利益」とされてきたものに、性質上、期限の利益ではないものが含まれているのではないかという問題意識のもと、当事者双方が期限の利益を有するとされる事例を中心として、従来とは異なった説明を試みることを目的とするものである³⁾。最初に結論を示しておけば、利息付き消費貸借における利息取得や有償寄託における寄託手数料取得による「利益」は期限の利益でないと性質決定すれば、体系的に整合性のとれた説明が可能となるということである。

2 従来の議論

(1) 2つの「期限の利益」の定義

従来の通説的見解は、期限の利益を「期限の存在すること、すなわち、始期または終期の到来しないことによって（傍点引用者）当事者が受ける利益である⁴⁾」と定義する。このように「期限が到来しないこと」に着目して説明する見解は古くから現在までの大多数の説明である⁵⁾⁶⁾。この見解

-
- 3) 私は、以前、尾島茂樹「期限の利益の放棄についての覚書」金沢 50 卷 2 号 71 頁以下（平成 20 年）、同「期限の利益の放棄についての覚書・補論」金沢 51 卷 1 号 55 頁以下（平成 20 年）の検討において、利息付き金銭消費貸借を、当事者双方のために期限の利益がある場合として検討したけれども、本稿に示すような疑問を持つに至った。ただ、上記の検討は、主に民法 136 条 2 項の「利益」の内容を検討しており、その内容には直接に影響を与えない。
- 4) 我妻・前掲注 (2) 421 頁。鳩山秀夫『注釈民法全書 2 卷法律行為乃至時効』（巖松堂・大正 8 年）551 頁、川井健『民法概論 I（民法総則）（第 2 版）』（有斐閣・平成 12 年）377 頁の定義は、明確ではないものの、この趣旨と考えられる。その他、穂積重遠『民法総論』（有斐閣・昭和 5 年）447 頁、舟橋諄一『法律学講座・民法総則』（弘文堂・昭和 29 年）162 頁、川島・前掲注 (2) 264 頁、於保不二雄編『注釈民法 (4) 総則 (4)』（有斐閣・昭和 42 年）401 頁〔金山正信執筆〕、五十嵐清ほか『民法講義 I 総則（改訂版）』（有斐閣・昭和 56 年）302 頁〔甲斐道太郎執筆〕、幾代通『民法総則（第 2 版）』（青林書院新社・昭和 59 年）474 頁、石田穰『民法総則』（悠々社・平成 4 年）512 頁、北川善太郎『民法総則（民法講義 I）』（有斐閣・平成 5 年）208 頁、林良平編『注解判例民法民法総則』（青林書院・平成 6 年）572 頁〔大島和夫執筆〕、鈴木・前掲注 (2) 215 頁、加藤雅信『新民法大系 I 民法総則（第 2 版）』（有斐閣・平成 17 年）365 頁、松岡久和＝中田邦博編『新・コンメンタル民法（財産法）』（日本評論社・平成 24 年）222 頁〔中田邦博執筆〕、遠藤＝良永編・前掲注 (2) 205 頁〔乾＝良永執筆〕も参照。
- 5) 於保不二雄『民法総則講義』（有信堂・昭和 26 年）（復刻版：新青出版・平成 8 年）263 頁。
- 6) 「債務者は期限前に債務の弁済をすることができるか、債権者は期限前に履行を請求することができるか、という問題である」（星野英一『民法概論 I（序論・

は、十分な説明をすることなく、当事者双方が利益の利益を有する場合として、利息付き消費貸借を挙げる^{7) 8) 9)}。なお、注目される見解として、当

総則』（改訂）』（良書普及会・昭和61年）242頁）と説明するものもある。

- 7) 我妻・前掲注（2）421頁。その他、穂積・前掲注（4）448頁、鳩山・前掲注（4）552頁以下、舟橋・前掲注（4）163頁、五十嵐ほか・前掲注（4）302頁〔甲斐執筆〕、幾代・前掲注（4）474頁、石田・前掲注（4）512頁、北川・前掲注（4）208頁、川井・前掲注（4）377頁、加藤・前掲注（4）366頁。利息付き消費寄託（定期預金）を例に挙げるものとして、於保編・前掲注（4）402頁〔金山執筆〕、鈴木・前掲注（2）216頁、松岡＝中田編・前掲注（4）222頁〔中田執筆〕、遠藤＝良永編・前掲注（2）206頁〔乾＝良永執筆〕など。合わせて金銭信託を挙げるものとして、我妻榮ほか『我妻・有泉コンメンタール民法－総則・物権・債権－（第4版）』（日本評論社・平成25年）289頁。特に、銀行預金については、末川博「銀行預金に関する若干の問題」同『民法論集』（弘文堂書房・昭和11年）254頁以下、特に262頁以下参照（同『民法論集』（評論社・昭和34年）165頁以下所収）。
- 8) その他、「期限の利益」の定義は不詳だが、当事者双方に期限の利益があるものとして利息付き消費貸借に言及するものとして、増淵俊一「期限の利益に関する若干の考察」正義13巻10号51頁（昭和12年）、三宅正男『契約法（各論）下巻』（青林書院・昭和63年）582頁。なお、鈴木祿彌編『新版注釈民法（17）債権（8）』（有斐閣・平成5年）383頁以下〔中馬義直執筆〕、内田貴『民法I〔第4版〕』（東京大学出版会・平成20年）306頁も参照。
- 9) 語文献が詳細な説明なく「当事者双方に期限の利益のある場合」として「利息付き消費貸借」を挙げるのは、旧民法、現行民法の立法当時の議論に遡ることができる。ここで、立法がなされた当時、いかなる認識を前提としていたのかを見るため、極めて簡単にはあるが、触れておきたい。なお、本稿の結論の先取りとなるもの、「期限が到来しないことによる利益」（「期限の利益」という）と「期限の経過から生ずる利益」（「利益」という）を区別する観点からのコメントを付す。
- 民法136条は、旧民法404条に由来し、旧民法404条はフランス民法1187条（当時。改正により、現在では1305-3条に相当する規定がある）を参考としている。

①フランス民法1187条（当時）

旧民法404条については、フランス民法が参照されている。まず、期限の定義に関し、ポチエーによるとして《期限とは義務の弁済の為に債務者に与えられた時間である》（ボードリ・ラカンチマリ著（松室致＝飯田宏作＝古賀廉造共訳）『仏国民法正解契約編上巻下巻』（司法省・明治21年、22年）（復刻版：信山社出版・平成12年）258頁。引用に当たり、現代文に改め、一部読みやすくするために意訳した文章を《 》で引用する。以下、《 》で括られた部分について、他の文献も同様である）との定義を掲げるが、これは狭過ぎるとの議論があるとし、《期限は債権者の為に約束することがある》（同前）とする。これを受け、フランス民法1187条《期限は要約又は事情によって債権者の為にも約したとの結果を生じなければ、常に債務者の為に約されたものと推定する》（同前・264頁）を紹介し、債権者及び債務者の利益の為に期限が締結されることを述べる。その具体例として、利息付き貸借を挙げ、《債務者は期限の経過するまで元金の収益を保存する利益を有し、他方、債権者は別にこの元金を運転する良法を發見できないので、期限前に返還を受けない利益を有する》（同前・265頁）とする。

ここで確認しておきたいことは、期限とは、定義上、あくまで、債務者、債権者に与えられた時間であるとし、また債権者が「期限前に返還を受けない利益」を有するとしつつ、利息付き貸借について債権者の元金の運転（運用）に言及し、債権者側の「利益」が「期限前に返還を受けない利益」ではなく、期限の経過から得られる「利益」の問題となっている点である。ここにすでに「期限の利益」と「利益」の混乱が見て取れるのではないか。

②旧民法 404 条

ここでは、旧民法の注釈書をいくつか参照することとしたい。まず、「当事者双方の利益の為に定めた期限」の例として、利息付きの金銭消費貸借の期限を挙げ（堀三友ほか共同著述『民法疏義人權之部』（明治 24 年・出版社不明）（復刻版：信山社出版・平成 24 年）1397 頁）、この説明として、「借主はもとよりその期限に至るまでその金銭の使用権を有するのが利益であり、貸主もまた空しくその金銭を所持するよりは期限に至るまで相当の利息を得て借主の手に存在させることにより利益となすことができるから」（同前）を挙げるものがある。なお、この部分の欄外のタイトルは《当事者双方の利益に於ける期限》である。

この文献は、「期限に至るまで相当の利息を得て借主の手に存在させること」が貸主（債権者）の利益だという。「借主の手に存在させる」という部分は時間の経過に関することを問題としているのに対し、「期限に至るまで相当の利息を得て」という部分は期限の経過による「利益」を問題としている。これは「期限の利益」ではなく、期限の経過から得られる「利益」である。両者が一体となって言及されていることになる。

次に、《当事者双方の利益の為に期限を定めた場合は、例えば利息付き金銭貸借の場合がある。この場合においては、貸主については期限間の利息を得ることでその利益の為に期限を定めたとすることができ、また借主については期限を定めて弁済の便利を図ったとしなければならない》（井上正一『民法正義財産編第二部卷之壹』（新法注釈会出版・明治 24 年）（復刻版：信山社出版・平成 7 年）627 頁）とし、《当事者双方の利益の為に期限の定めがある場合においては、その一方は他の一方の承諾を得なければ期限の利益を放棄することができない》（同前・628 頁）というものがある。

この文献では、「当事者の利益」と「期限の利益」を区別し、「利益」について論じているようにも読めるが、最後は「期限の利益」に言及しており、両者を同一視しているように見える。

さらに、《貸借又は利息付き消費貸借における返還期限が概して当事者双方の利益の為に定められる》（磯部四郎『大日本新典民法釈義』（長島書房・明治 24 年）（復刻版：信山社出版・平成 9 年）1738 頁）とし、《貸借期間内は、貸主は賃料若しくは利息を受領することを目的とし、借主は使用収益若しくは流通運転を目的とするからである》（同前）というものがある。この上で、《双方の利益の為に定められた期限は一方がこれを放棄しようとしても、他の一方の承諾がなければできない》（同前・1738 頁以下）とし、この理由として、《債権者が期限の利益を放棄するというのは、ただその放棄を債務者に通告し彼の満期前に任意にその義務を履行することができるようにするにとどまり、通告と同時に履行を強要する趣旨ではないからである》（同前・1739 頁以下）り、《もとより自己のみの利益であるからこそこれを放棄することができるので、他人の利益もあわせて放棄することはできない》（同前・1740 頁）と説明する。

この文献は、貸借に言及し、その返還期限までの賃料を得られることを債権者の「利益」とみているようであるが、この放棄が「期限の利益」の放棄であるとしている。「利益」と「期限の利益」を区別していないことになる。

③民法 136 条

民法 136 条は、法典調査会では、137 条として穂積陳重によって提案、説明された。提案された条文は、1 項が「期限ハ反対ノ証拠ナキトキハ債務者ノ利益ノ為に定メタルモノト看做ス」であり、2 項が「期限ノ利益ハ之ヲ放棄スルコトヲ得但之カ為メニ相手方ノ利益ヲ害スルコトヲ得ス」であった（法務大臣官房司法法制調査部監修『法典調査会民法議事速記録一』（商事法務研究会・昭和 58 年）348 頁以下）。

この説明においても、利息付き貸借を例に挙げ、《貸主の方は利息をその期限内に納めさせるといふ利益を持っています。借主の方はその元金を使用する利益

事者双方が期限の利益を有する場合を、売買契約における売主の目的物引渡義務について引渡時期を将来に設定する事例により説明するものがある¹⁰⁾。

これに対し、比較的初期から「期限の利益とは、始期又は終期の附せられたことによって当事者の受ける利益である¹¹⁾」という説明がある。この見解は、相手方も期限の利益を有する場合に期限の利益の放棄ができるの

を持ってます》(同前・349頁)とし、これを「双方とも期限の利益持っている」(同前)場合として扱う点からすれば、利息を得るということ「期限の利益」と見ていることになる(詳しくは、尾島・前掲注(3)金沢50巻2号73頁以下参照)。ここでも、「期限の利益」と「利益」は区別されていない。

なお、立法に関与した者も双方の当事者の利益のために期限が定められた場合の例として、利息付き消費貸借を挙げるのが通常である(穂積陳重ほか校閲=松波仁一郎ほか合著『帝国民法正解第貳巻』(有斐閣書房・明治29年)777頁、岡松参太郎『注釈民法理由(訂正12版)』(有斐閣書房・明治32年)331頁、梅謙次郎『訂正増補民法要義卷之一』(私立法政大学、中外出版社、有斐閣書房・明治44年)(復刻版:有斐閣・昭和59年)356頁、富井政章『民法原論1巻合冊』(有斐閣・大正11年)606頁)。また、大村敦志『民法読解総則編』(有斐閣・平成21年)446頁以下も参照。

本来、期限の利益に関するさらなる歴史的検討、比較法的検討が求められるところであるが、本稿ではひとまず以上としたい。

10) 平野裕之『民法総則(第2版)』(日本評論社・平成18年)450頁以下、同『民法総則(第3版)』(日本評論社・平成23年)464頁では、当事者双方に期限の利益がある(可能性のある)場合としてまず挙げられるのは、売買契約における売主の引渡義務に期限を付す場合であるが、後に、期限の利益の放棄を説明する際に、定期預金と消費貸借に言及される。

11) 薬師寺志光『民法総則概論』(法政大学出版局・昭和25年)121頁。その他、「期限が附されることによって、期限が到来するまでに当事者が受ける……利益を『期限の利益』という」(遠藤浩ほか監修『民法注解財産法1巻民法総則』(青林書院・平成元年)650頁〔牧野利秋執筆〕)、「期限の利益とは、期限が付されていることによって、その間に当事者が受ける利益のことを言う。期限が設定されていなかった状況と比較して、期限が設定されているために有利な地位に置かれる者に『期限の利益がある』」(潮見・前掲注(2)251頁)、「期限が付されたことによって受ける利益」(河上正二『民法総則講義』(日本評論社・平成19年)514頁)、「期限を付けることによる利益を『期限の利益』と呼ぶ」(滝沢昌彦『民法がわかる民法総則(第2版)』(弘文堂・平成20年)183頁)、「期限付法律行為にあっては、それによっていずれかの当事者が利益を受けるはずである。それを、『期限の利益』という」(近江幸治『民法講義Ⅰ民法総則(第6版補訂)』(成文堂・平成24年)338頁)のように期限を付すことに着目した説明がある。なお、「期限の利益とは、期限の到来しないことによって、その間に当事者が受ける利益のことである」(四宮=能見・前掲注(4)350頁)と説明するものがある。「期限が付されていること」と「期限が到来しないこと」が同じだとすると、本文の区別は意味がないことになるが、両者は異なる内容を有しており、区別すべきではないか。

は、相手方の期限の利益を害さない場合でなければならないとし、この場合の相手方の期限の利益について次のように説明する。すなわち、「相手方の期限の利益が、間接的利益であって、例えば相手方が期限の到来せざるために間接的に利息を取得する利益の如きを云うのである。この場合には、相手方に期限までの利息を支払うときは、相手方の期限の利益を害しないことに帰着するから、期限の利益を放棄し得る。之に反し、相手方の期限の利益が直接的利益であって、例えば期限の到来せざる間は、相手方が寄託物の返還を受けないため、之が保管を請求し得る利益の如きは、自己の寄託物返還義務の期限を放棄することに因りて喪失せしめる訳に行かぬ¹²⁾」という。

他方で、この論者は、「期限不到来につき当事者の有する利益を期限の利益と称する¹³⁾」という定義を用いることもある。公表時期の関係で改説とも受け取れるものの、続いて「期限不到来につき当事者の有する利益であれば、直接的たると間接的たるとを問わず期限の利益である。例えば無償にて一定期間物を寄託した者は、期間中にその物を返還されては困る故、期限不到来そのものにつき利益を有し、従ってその利益は直接的であるが、利息附消費貸借の貸主は、期限までの利息を貰いさえすれば、期限中に元本を返還されても困らぬ故、期限不到来そのものにつき直接的利益を有しない。従ってその利益は間接的であるが、二者共に期限の利益といい得る」という。また、別の箇所でも「無償寄託の期限は、債権者のみの利益のために存し、且つそれは直接的利益であり、利息附消費貸借の期限は、当事者双方の利益のために存し、且つ債務者の利益は直接的なるも、債権者の利益は間接的であると解すべきである¹⁴⁾」と繰り返している。なお、これに関連し、この論者は、民法136条1項の引用に当たり「期限ハ債務者ノ—直接的—利益ノ為メニ定メタルモノト推定ス¹⁵⁾」(現代語化前の文言)とし、あえて条文の文言にない「直接的」という文言を補っている。

12) 薬師寺・前掲注(11)121頁以下。

13) 薬師寺志光『日本民法総論新講(下)』(明玄書房・昭和42年)994頁。

14) 同前・995頁。

15) 同前。

(2) 期限の利益の性質についての指摘

期限の利益については、一般に、あるかないか、が問題とされ、その内容の相違については十分に議論されてこなかった。わずかに、定義について(1)で見たとおり、期限の利益を、直接的、間接的という表現で分類し、区別するものがある。これは、期限の利益の性質による分類といえるだろう。また、利息付き消費貸借や定期預金のような利息付き消費寄託において債権者が有する「弁済期までの約定利息を取得できるという期待利益¹⁶⁾」を例に挙げ、「同じ利益でも、履行猶予の利益と、利息や寄託手数料取得の利益とはその内容が異なるし、また、契約類型の相違によって、債権者・債務者間の期限に対する関係は異なるはずである¹⁷⁾」と指摘するものがある。

(3) 期限の利益の放棄に関連して

従来議論では、利息付き消費貸借において、借主は貸主の利益を害さなければ¹⁸⁾、期限の利益を放棄できるとしつつ、利息付き消費貸借における貸主は、期限までの利息の取得を放棄しても、債務者に対し期限前弁済を強制できないという結論を導く際に、「相手方の利益を填補すること

16) 安藤次男「返済の時期」鈴木録弥＝竹内昭夫『金融取引法大系 6 巻債権回収』（有斐閣・昭和 59 年）69 頁。

17) 同前。

18) 「相手方の利益を害することはできない」ことの内容として、当初の期限までの利息を支払う必要があるのか、支払時までの利息を支払えば足りるのか、あるいは損害を賠償するとすれば、この場合の損害とはいかなるものなのか、という議論が展開されている。この点については、尾島・前掲注(3)金沢 50 巻 2 号 71 頁以下、同・前掲注(3)金沢 51 巻 1 号 55 頁以下参照。なお、平成 29 年の民法（債権関係）改正において、消費貸借については、民法 591 条に新たに 3 項が追加された。これにより、貸主が借主に請求できるものは損害の賠償であることが明確にされたが、その内容については、さらに議論の余地がある。改正前の状況を前提とするものの、比較的最近の検討として、宮川不可止「期限の利益の放棄による損害賠償－期限前弁済の類型別検討を中心に」京園 3 号 221 頁以下（平成 24 年）、外国法を含めた検討として、畑中久彌「利息付き消費貸借における期限前弁済－海外の法状況との比較から－」平野裕之ほか編『現代民事法の課題』（信山社・平成 21 年）205 頁以下、丸山絵美子『中途解除と契約の内容規制』（有斐閣・平成 27 年）285 頁以下参照。また、上記民法改正においては、寄託について、民法 662 条に 2 項が追加された。債権者が期限の利益を有する場合であるが、寄託手数料の取得について同様の問題が生ずる。

ができないときにはこれ（期限の利益の放棄を指す－引用者注）を許さず、相手方の失われる利益を填補することができる場合にかぎり¹⁹⁾」期限の利益の放棄を許すと説明する²⁰⁾。さらに、より具体的に「相手方にもある期限の利益を金銭で填補できるならば²¹⁾」期限の利益を放棄できると説明するものがある。

判例は、定期預金について、期限が当事者双方の利益のために定められたとしつつ、銀行が期限までの利息を付して定期預金を期限前に相殺²²⁾できるとする²³⁾。

3 若干の検討

(1) 期限の利益の定義・性質について

従来、期限の利益が検討される際には、債務者に期限の利益があると推定される（民法136条1項）ことを前提に、債権者に期限の利益のある場合、当事者双方に期限の利益のある場合もあることが紹介され、特に当事者双方に期限の利益があるとされる場合の期限の利益の放棄の可否、及び「相手方の利益を害することができない」（民法136条2項）の解釈について議論がなされた²⁴⁾が、従来、「期限の利益」とされているものに、その

19) 於保編・前掲注(4)406頁〔金山執筆〕。より具体的な説明として、安藤・前掲注(16)70頁。

20) 同趣旨のものは多い。たとえば、川井・前掲注(4)378頁、内田・前掲注(8)306頁、平野・前掲注(10)(第2版)450頁以下、四宮＝能見・前掲注(2)350頁以下、於保＝奥田編・前掲注(1)812頁〔金山・直樹執筆〕。

21) 平野・前掲注(10)(第3版)465頁。

22) 銀行による払戻し(引取請求)と相殺を区別すべきとするものとして、来栖三郎『契約法』(有斐閣・昭和49年)617頁。石田穰『民法V(契約法)』(青林書院新社・昭和57年)378頁も参照。銀行実務を踏まえた検討として、安藤・前掲注(16)69頁以下。

23) 大判昭和9年9月15日民集13巻1839頁。この判決の評釈等として、水口吉蔵・法律論叢14巻3号101頁以下(昭和10年)、末川博・法と経済3巻5号825頁以下(昭和10年)(同『民法上の諸問題』前掲注(4)269頁以下所収)、舟橋諄一・民商1巻5号341頁以下(昭和10年)、吉原省三・別ジュリ46号90頁以下(昭和49年)、同・別ジュリ77号96頁以下(昭和57年)、同・別ジュリ104号92頁以下(平成元年)があるが、いずれも、定期預金について当事者双方に期限利益があるという前提で論じている。なお、利息制限法違反の利息の取得に関する最判平成15年7月18日民集57巻7号895頁は、その法理を一般化することについて議論の余地がある(潮見・前掲注(2)253頁)。

24) 詳細については、たとえば尾島・前掲注(3)金沢50巻2号71頁以下、同・前掲注(3)金沢51巻1号55頁以下参照。

性質が異なるものがあることについては、十分には検討されなかった。

ただ、十分な検討がされたとはいえないけれども、「期限の利益」とされてきたものの性質についていえば、上にみたように、履行猶予の利益と、利息・寄託手数料取得の利益とは内容が異なるのは間違いでない²⁵⁾。前者は、履行が猶予される利益であり、後者は、時間が経過することによる利益であるからである。このことは、期限の利益の定義にも反映される。すなわち、履行猶予の利益については、期限の未到来が重要な要素となるのに対し、利息・手数料取得では、これが要素ではないからである。たとえば、「期限が付されていることによって、その間に当事者が受ける利益²⁶⁾」という説明は、期限を付した利息付き消費貸借契約における貸主が得る利益（利息）を含ませる意図のように読める。しかし、期限とは、法律効果の発生・消滅を将来の到来確実な事実に係らせるものである。あえて「期限」本来の定義から離れた利益を取り込むために、「期限の利益」の定義を拡大する必要はないのではないか。期限の定義から導かれる本来の「期限の利益」は、期限未到来による履行猶予の利益であるはずである。

履行猶予の利益と、利息・寄託手数料取得の利益の異質性を前提とする「直接的」、「間接的」という区別は、直感的には分からないではない。しかし「間接的」な「期限の利益」をあえて「期限の」利益として扱うべきなのかは問われてよいだろう。

貸主が利息を請求できるのは、期限を付したからでない。期限の定めのない消費貸借でも、返還までの利率を日歩で定めるなど、期限を定めなくても貸主が利息を取得することは可能だからである。期限を付すことと利息の取得は、直接には結びつかない。消費貸借において利息を取得できるのは、期限を付したからではなく、利息契約を締結したからである。別のいい方をすれば、利息を得る利益は、期限が付されていることによる利益ではなく、契約によって利息が付されるべき一定の時間が経過したことによる利益であり、利息を請求できるという契約に基づく権利である。そし

25) これを指摘した文献は、これを受け「しかるに、これまで、このことを捨象して、期限の利益が債権者と債務者の双方にあるときには、その放棄は許されないとか、債権者側からは期限の利益の放棄はできないとか、抽象化した議論がなされ、学説には若干の整理をする必要があったようにみえる」（安藤・前掲注（16）69頁以下）という。本稿は、期限の利益の放棄を直接の主題としないので、この指摘を引用するにとどめる。

26) 潮見・前掲注（2）251頁。

て、そもそもこれは、期限の意義である一定の事実法律行為の効果の発生・消滅をかからせること、あるいは、履行期とすることは無関係である。

(2) 期限の利益の放棄に関連して

従来議論では、利息付き消費貸借において、貸主は、期限の利益を放棄して、すなわち自己の利息取得を放棄しても、借主に対し期限前に弁済せよとはいえないとされ、この理由として、相手方の履行猶予の利益は別のもので補うことができない、あるいは、金銭で補うことができない場合には、期限の利益が放棄できないと説明された²⁷⁾。この説明には根本的な疑問が生ずる。すなわち、たとえば利息付き金銭消費貸借において返済期限が定められた場合、そもそも期限まで弁済を猶予することは貸主の債務の内容であって、貸主は期限まで貸す債務を負っており、これを一方的に変更できるものではない。貸主は、単に、利息を取得する権利を放棄しているのであって、期限の利益を放棄しているのではない。この説明によれば、相手方の「利益」との関係が問題とならず（民法136条2項参照）、説明としては無理がなく、債権・債務のあり方も体系的・整合的である。

また、有償寄託において、受託者は、「期限の利益」を放棄して、すなわち自己の手数料取得を放棄しても、寄託者に対し期限前に目的物の返還ができないことについては、これが債務の内容だから、と説明できる。受託者は、単に、手数料を取得する権利を放棄しているのであって、期限の利益を放棄しているのではない。この説明により、相手方の「期限の利益」との関係が問題とならず、説明としては無理がなく、債権・債務のあり方も体系的・整合的である。

以上に見たように、従来議論と同様の結論を説明するに当たっては、そもそも、利息・手数料の取得は期限の利益ではなく、従ってその放棄は相手方の期限の利益に影響を与えるのではなく、また、期限は、債務の

27) 損害賠償における金銭賠償の原則に鑑みれば、損害はすべて金銭で評価することが可能であるともいえそうである。金銭債務の履行猶予の利益を金銭で補うとすれば、同額の信用を与えることになり、これが第三者によって行われる場合を含めて考えれば、これも別のもので補ったことにならうか。理由付けとしては弱いと考えるので、ここで言及するに止める。

内容を定めるものであるから一方的に変更できないと説明すべきである。この際に重要なことは、「期限の利益」（民法 136 条 1 項）と「利益」（民法 136 条 2 項）を明確に区別することである²⁸⁾。現在の通説によれば、期限の利益を有する当事者は、相手方の損害を賠償して期限の利益を放棄できるが、その際、損害賠償の対象となるのは相手方の「利益」であって「期限の利益」ではない。相手方の期限の利益は、一方的に奪うことはできず、相手方に期限の利益があるのであれば、そもそも、他方当事者は、期限の利益を放棄できない。

たとえば、利息付き消費貸借の借主は、期限の利益を放棄して、弁済前に弁済できる。この弁済は、当初の期限までの利息を得るという貸主の利益（期限の利益ではない）を害する。貸主の利息請求権を害するといってもよい。そこで、この利益・権利の侵害に対するの賠償が必要となるのである。

また、有償寄託では、寄託者は、期限の利益を放棄して、期限前に目的物の返還を請求できる。このような目的物の返還は、当初の期限までの手数料を得るという受託者の利益（期限の利益ではない）を害する。受託者の手数料請求権を害するといってもよい。そこで、この利益・権利の侵害に対する賠償が必要となるのである。

なお、定期預金については、一般に消費寄託と性質決定され、寄託と消費貸借の両者の性質があると考えられるところ（民法 666 条参照）、金融機関が定期預金の期限前に、期限までの利息を付して貸付金と相殺できることについては、そもそも定期預金と貸付金との相殺が問題となっており、定期預金の返済が問題となっていないので、寄託物の返還ではあるが実際には物の移動が問題とならない点、さらには、通常、金融機関と顧客が結んでいる金融取引についての特約によるところが大きい点から、期限の利益の問題とは異なる問題として処理され得るといえる。

28) 民法 136 条 2 項の「利益」が「期限の利益」でないことは、既に指摘されている（幾代・前掲注（4）475 頁）。

4 おわりに

利息付き消費貸借において、貸主が期限までの利息を取得できるのは、そもそも期限の利益なのか。これが本稿の出発点である。利息取得は権利であるから、それを放棄することは、他人の権利（利益）を害しない限り自由である。このことを、あえて期限の利益の放棄とする必要があるだろうか。期限の定義からは、このことを導き得ないだろう。

確かに、以上の議論は定義の問題、言葉の問題に過ぎず、利息・寄託手数料取得を権利としようが、期限の利益としようが、実際上は大差ないという批判があるかもしれない。ただ、従来議論においては、利息・寄託手数料取得を「期限の利益」の放棄として検討するので、他方当事者の期限の利益との関係が問題となるのではないか。利息・寄託手数料取得を「権利の放棄」とすれば、相手方の期限の利益との関係の問題は生じず、説明に無理が生じない。相手方に与えた期限の利益は、債務の内容であることを見落としてはならない。

従来議論には、「期限の利益」と「利益」の混乱、相手方の期限の利益が債務の内容であることの捨象があり、本稿の主張する説明により、体系的に整合性のとれた説明が可能となると考える。

[平成 29 年 9 月]

		従来の多くの考え方		本稿の考え方	
		期限の利益	期限の利益の放棄	期限の利益	期限の利益の放棄
契約		期限の利益：期限の付された法律行為から生ずる利益		期限の利益：権利・義務の存続・消滅猶予、債権の行使猶予、債務の履行猶予	
	消費貸借 (返還期限)	無利息 利息付	借主にある 双方にある	借主にある 借主にある	借主からの放棄：可 借主からの放棄：貸主の損害を賠償すれば可 ※期限まで貸与するのは、貸主の債務 ※利息取得は、契約に基づく権利
寄託 (返還期限)	無償	寄託者にある	寄託者からの放棄：可	寄託者にある	寄託者からの放棄：可
	有償	双方にある	寄託者からの放棄：受託者の損害を賠償すれば可 受託者からの放棄：不可	寄託者にある	寄託者からの放棄：受託者の損害を賠償すれば可 ※期限まで預かるのは、受託者の債務 ※保管料取得は、契約に基づく権利
定期預金 (消費寄託) (返還期限)		双方にある	預金者からの放棄：本来は不可だが、約款・商慣習により可 金融機関からの放棄：期限までの利息を付した相殺可。私民は議論あり	双方にある	預金者からの放棄：本来は不可だが、約款・商慣習により可 金融機関からの放棄：期限までの利息を付した相殺可。私民は議論あり
	売主の準備のため	売主にある	売主からの放棄：可	売主にある	売主からの放棄：可
売買 (目的物 引渡期限)	買主の準備のため	買主にある	買主からの放棄：可	買主にある	買主からの放棄：可
	双方の準備のため	双方にある	売主からの放棄：不可 買主からの放棄：不可	双方にある	売主からの放棄：不可 買主からの放棄：不可

